官

○農林水産省令第四十二号

平成二十八年六月一日

東の一部を改正する省令を次のように定める。
明の一部を改正する省令を次のように定める。
の農林水産省令第四十二号

第二十一条第三項中「郵便事業株式会社」を「日株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。第十五条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便 第十号様式中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。 本郵便株式会社」に改める。 この省令は、公布の日から施行する。 附 則